

奈良県告示第三百三十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成三十一年一月十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
榊原 崇文	奈良県立医科大学 附属病院	橿原市四条町八四〇	小児科（呼吸器機能障害）	平成三十年 十二月十九日
新保 貴士	生駒市立病院	生駒市東生駒一―六―二	内科（呼吸器機能障害）	平成三十年 十二月十九日
田村 俊寛	公益財団法人天理 よろづ相談所病院	天理市三島町二〇 〇番地	循環器内科（心臓機能障害）	平成三十年 十二月十九日
岩間 一	医療法人相志和診 会岩間循環器内科	北葛城郡王寺町王 寺二丁目七番二三 号 亀井興産ビル 三階	循環器内科（心臓機能障害）	平成三十年 十二月十九日
相澤 智紀	国保中央病院	磯城郡田原本町大字 宮古四〇四―一	リハビリテー ション科（肢 体不自由）	平成三十年 十二月十九日
前田 裕仁	医療法人社団松下	生駒市白庭台六丁	脳神経外科（	平成三十年

辰巳 満俊	
地方独立行政法人 奈良県立病院機構 奈良県西和医療セ ンター	会白庭病院
生駒郡三郷町三室 一丁目一四番一六 号	目一〇一―一
外科（ぼうこ う又は直腸機 能障害、小腸 機能障害）	肢体不自由）
平成三十年 十二月二十 五日	十二月十九 日